令和８年度第２回
船橋市青少年問題協議会資料

資　　料	自転車ルール改正による効果・課題等について	令和８年１１月４日 船橋・船橋東警察署

１　自転車ルール改正の背景

全国的に交通事故の発生件数が減少傾向にある中、自転車の関係する交通事故は増加傾向にあり、又、自転車乗車中の死亡事故・重傷事故のうち、約４分の３には自転車側にも法令違反がある。そこで、自転車の関係する交通事故を減少させて、自転車の運転者への正しい交通ルールの周知等を図るため、令和８年４月１日から１６歳以上の自転車運転者を対象に交通反則通告制度の導入が開始された。

２　交通反則通告制度とは

- いわゆる「青切符」。
- 車やオートバイと同様に、信号機・標識等に従わなければならない。
- 青切符の対象となる違反行為には、反則金が定められている。
- 違反行為に係る反則金を期日までに納めた場合は、刑事罰は科せられない。

３　自転車による違反行為と反則金（一例）

携帯電話使用等	１２，０００円	通行区分違反	６，０００円
遮断踏切立入り	７，０００円	一時不停止	５，０００円
信号無視	６，０００円	ｲﾔﾎﾝ、傘差し等	５，０００円

４　自転車が関係する交通事故の発生状況（千葉県内・令和８年９月末現在）

（１）発生件数、死傷者数

	当月（９月）			累計（１月～９月）		
	本年	昨年	増減数	本年	昨年	増減数
発生件数	176	230	−54	1,841	2,106	−265
死 者 数	1	2	−1	10	14	−4
負傷者数	166	232	−66	1,791	2,044	−253
重傷者数	18	29	−11	208	236	−28
軽傷者数	148	203	−55	1,583	1,808	−225

（２）死傷者の年齢層

	本年	昨年	増減数		本年	昨年	増減数
幼児	20	29	−9	30歳代	238	270	−32
小学生	122	110	12	40歳代	204	250	−46
中学生	107	139	−32	50歳代	209	228	−19
高校生	204	304	−100	60～64歳	72	90	−18
若者その他	310	306	4	高齢者	315	332	−17

５　今後の課題

令和７年の千葉県の自転車ヘルメットの着用率は、全国平均２１．１％に対し、７．９％と非常に低い。又、自転車乗車中の交通事故で亡くなった方の６割以上が頭部に致命傷を負っている。自転車ヘルメットの着用は努力義務ではあるものの、交通事故の被害を軽減するため、交通安全教育や広報啓発活動等を幅広く推進し、自転車ヘルメットの着用率向上を図る。

市川児童相談所で扱っていた案件の船橋市児童相談所への引継について

【船橋市児童相談所の業務】

児童相談所は、多くの専門職員を配置し、こどもが有する問題や真のニーズ、こどもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々のこどもや家庭に適切な援助を行います。また、関係機関と適切な協働・連携・役割分担を図りながら、こどもに関して専門的な知識や技術を必要とする相談に応じます。児童相談所の基本機能である、相談機能、一時保護機能、措置機能により、虐待通告への対応及びその支援を行うことに加えて、一時保護や里親委託、施設入所措置、家庭裁判所送致等の権限行使、司法機関からの送致や通告等による非行相談や療育手帳の判定等の障害相談などを行います。

【ケースの引継について】

県市川児童相談所とのケースの引継については、児童福祉法施行令の一部を改正する政令（令和７年１０月８日、政令第３４６号）の附則により、県市川児童相談所の行った認可や処分、通知等のうち、本市児童相談所開設後、船橋市の扱いになるものについて、市児童相談所が行ったものとみなすという規定により、そのまま引継ぐものです。

令和６年度から実施した「県市児童相談所設置検討会議」等により、方法や時期等について協議を進めてきました。

令和７年度においては、船橋支所に市の職員を２０名派遣し、実際に市児童相談所開設後に市に移管されるケースを担当することで、スキルアップを図るとともに円滑な引継につなげました。また、令和８年度についても市児童相談所開設まで引き続き職員１８名の派遣を継続したほか、市児童相談所の業務を円滑に進めるため、スポット的に職員を派遣し、事務の確認等、県との調整を行いました。

令和８年７月１日開設時のケースは１６１９件（１４４１件は在宅支援、１７８件は施設入所措置）で、移管元の内訳としては、県市川児童相談所船橋支所からの引継ケース１２２９件、児童相談所開設準備課からのケースが３９０件です。

【一時保護児童の移動について】

令和８年７月１日時点で、県市川児童相談所で一時保護されていた児童は３１名（２４名は一時保護所で保護、７名は施設等に一時保護委託）です。そのうち、一時保護所で保護している児童は７月１日から段階的に船橋市一時保護所に移動し、８月６日に完了しました。移動に際し大きく環境が変わるため、一時保護児童にとっては負担が大きいことから、４月から県市川児童相談所の一時保護所に船橋市一時保護所の職員を派遣し、児童との良好な関係性を構築しました。

議題（３）学校内の暴力行為等の実態について

指導課　児童・生徒サポート室

（１）暴力行為の定義について　※ 暴力行為の定義（平成１９年度一部改訂）

「暴力行為」とは，「自校の児童生徒が，故意に有形力（目に見える物理的な力）を加える行為」をいい，被暴力行為の対象によって，

①「対教師暴力」（教師に限らず，用務員等の学校職員も含む），

②「生徒間暴力」（何らかの人間関係がある児童生徒同士に限る），

③「対人暴力」（対教師暴力，生徒間暴力の対象者を除く），

④　学校の施設・設備等の「器物損壊」　の四形態に分ける。

ただし，家族・同居人に対する暴力行為は，調査対象外とする。

（２）現状と推移について　（全国・千葉県）

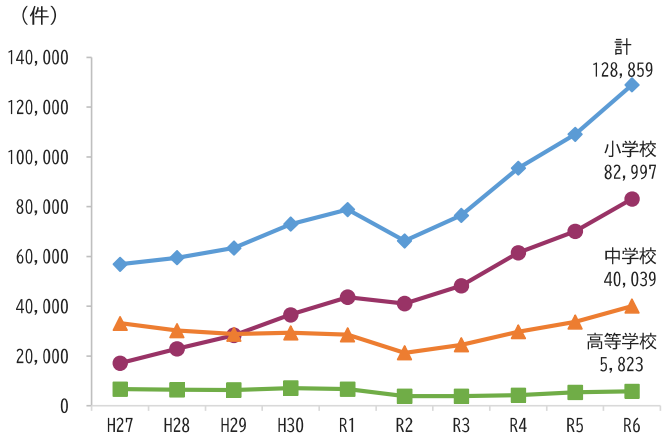
○全国　「令和６年度　児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果概要」より抜粋　※別添資料１

○千葉県　「令和６年度　児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」より抜粋　※別添資料２

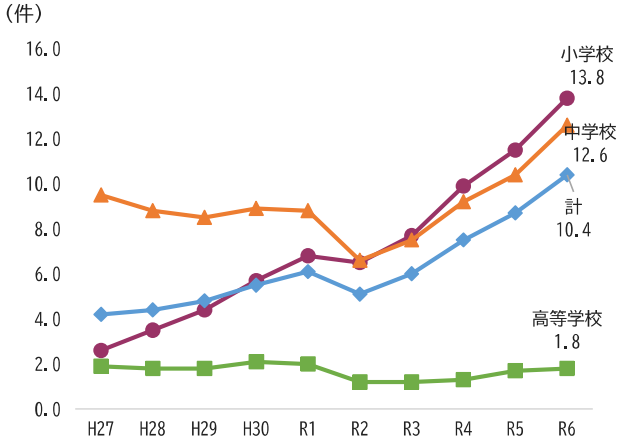
暴力行為の状況について

【議題３-２】

暴力行為発生件数の推移



1,000人当たりの暴力行為発生件数の推移



年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
小学校	17,078	22,841	28,315	36,536	43,614	41,056	48,138	61,455	70,009	82,997
	2.6	3.5	4.4	5.7	6.8	6.5	7.7	9.9	11.5	13.8
中学校	33,073	30,148	28,702	29,320	28,518	21,293	24,450	29,699	33,617	40,039
	9.5	8.8	8.5	8.9	8.8	6.6	7.5	9.2	10.4	12.6
高等学校	6,655	6,455	6,308	7,084	6,655	3,852	3,853	4,272	5,361	5,823
	1.9	1.8	1.8	2.1	2.0	1.2	1.2	1.3	1.7	1.8
合計	56,806	59,444	63,325	72,940	78,787	66,201	76,441	95,426	108,987	128,859
	4.2	4.4	4.8	5.5	6.1	5.1	6.0	7.5	8.7	10.4

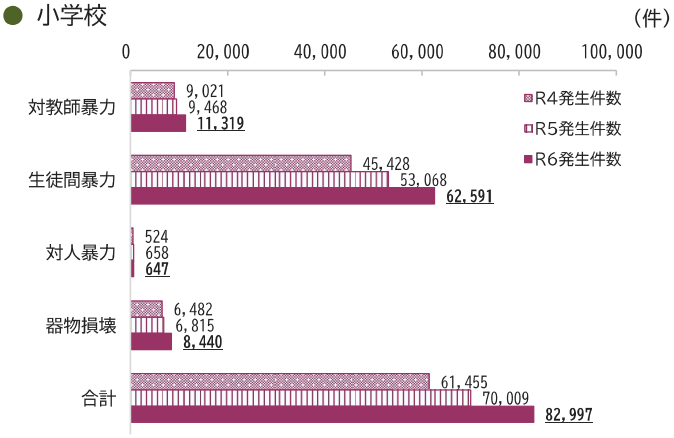
※ 上段は発生件数、下段は1、000人当たりの発生件数。

※ 当該暴力行為によってけががあるかないかといったことや、けがによる病院の診断書、被害者による警察への被害届の有無などにかかわらず、暴力行為に該当するもの全てを対象としている。

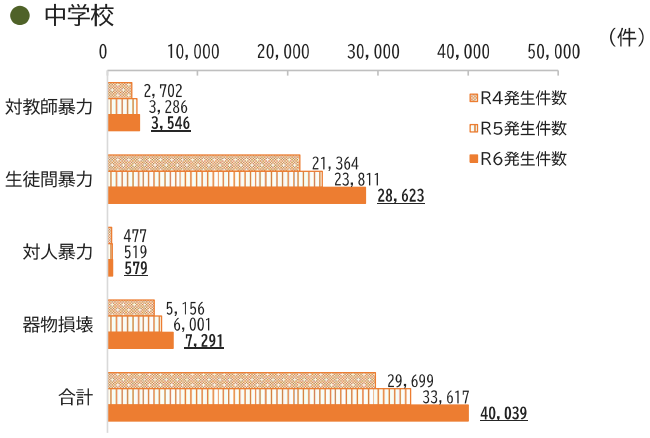
- 小・中・高等学校における暴力行為の発生件数は128,859件（前年度108,987件）であり、前年度から19,872件（18.2%）増加した。
- 学校種別の増加率は、小学校18.6%、中学校19.1%、高等学校は8.6%であった。
- 児童生徒1,000人当たりの発生件数は10.4件（前年度8.7件）であった。

暴力行為の状況について

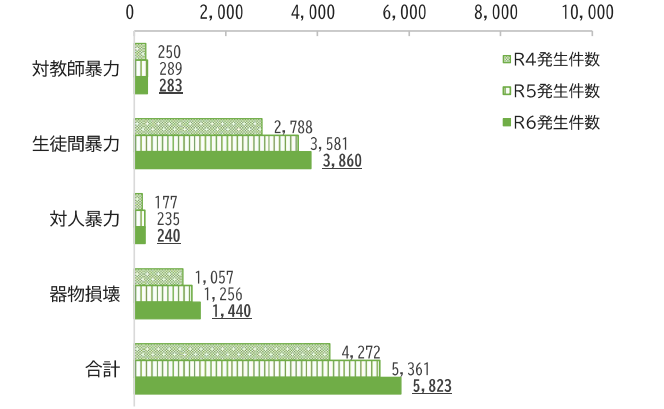
● 小学校



● 中学校



● 高等学校



- 形態別でみると、「生徒間暴力」の割合が最も高く、前年度から小学校9,523件、中学校4,812件、高等学校279件増加した。

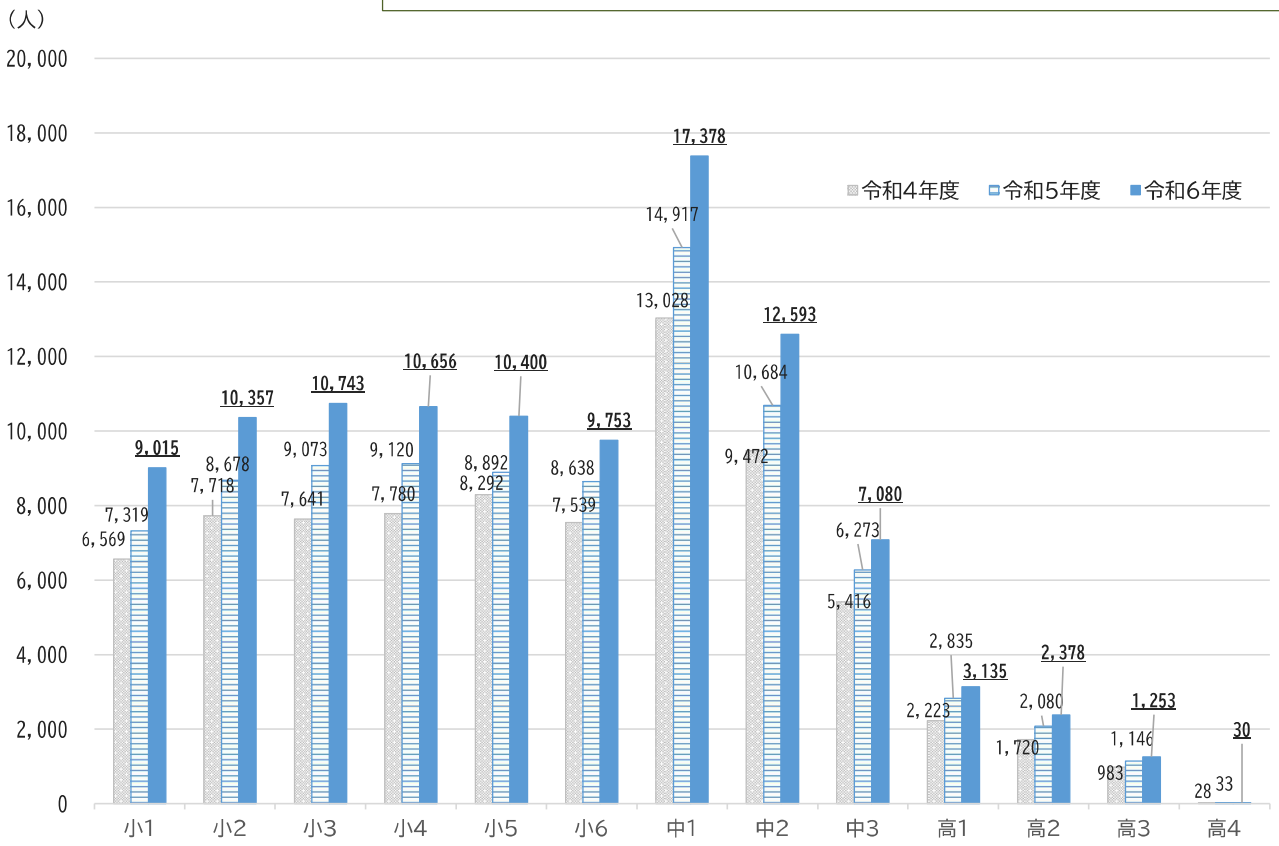
※ 当該暴力行為によってけががあるかないかといったことや、けがによる病院の診断書、被害者による警察への被害届の有無などにかかわらず、暴力行為に該当するもの全てを対象としている。

暴力行為の状況について

【議題３-３】

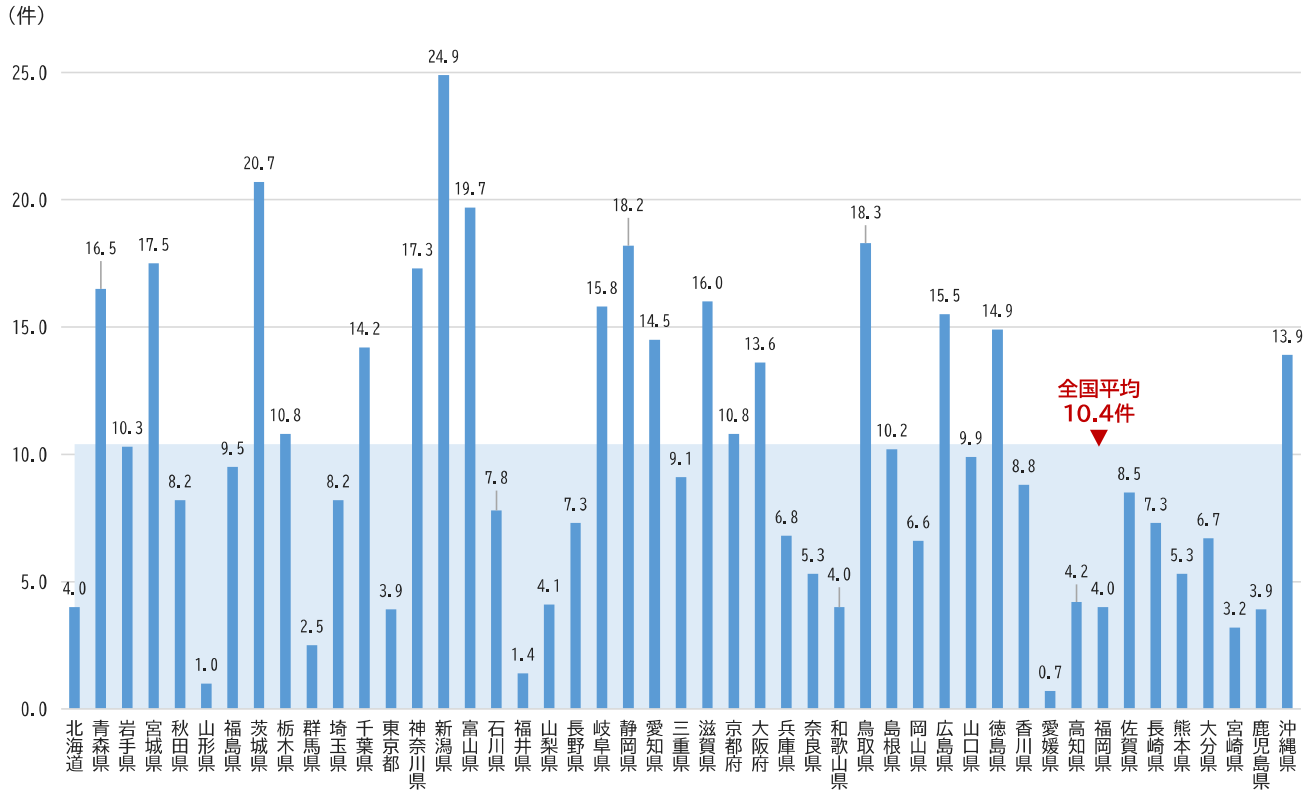
学年別　加害児童生徒数

● 学年別加害児童生徒数は、小1～高3までの各学年で前年度と比べて増加した。



暴力行為の発生件数

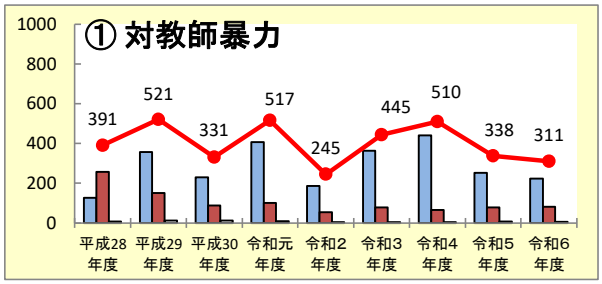
暴力行為の1,000人当たり発生件数

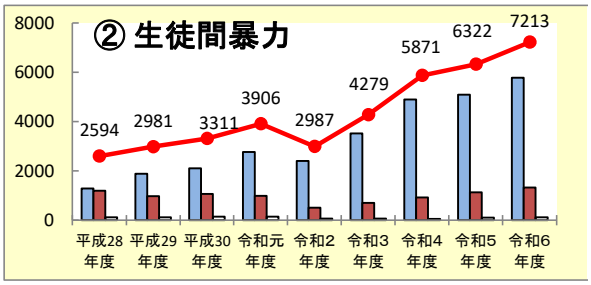


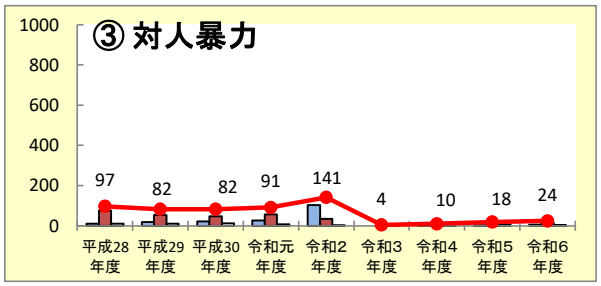
令和6年度　公立小・中・高等学校の暴力行為の発生件数(千葉県)

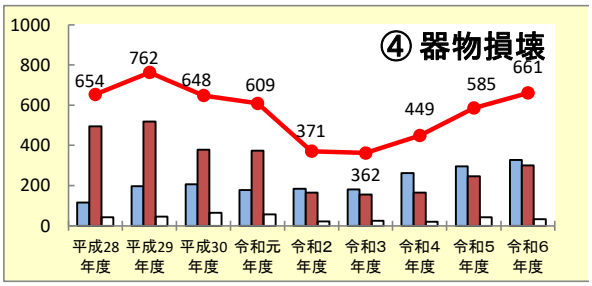
（単位：延べ件数）

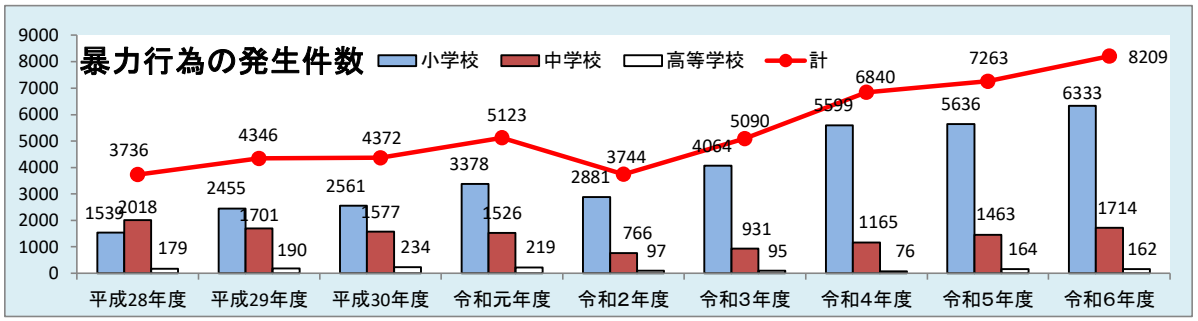
年　度	学校種別	① 対教師暴力		② 生徒間暴力		③ 対人暴力		④ 器物損壊	小計	計
		校内	校外	校内	校外	校内	校外	校内		
平成28年度	小　学　校	127	0	1,238	47	9	2	116	1,539	3,736
	中　学　校	257	0	1,148	42	38	38	495	2,018	
	高等学校	7	0	103	16	3	7	43	179	
平成29年度	小　学　校	358	0	1,801	81	16	2	197	2,455	4,346
	中　学　校	151	0	936	40	27	27	520	1,701	
	高等学校	12	0	111	12	2	8	45	190	
平成30年度	小　学　校	230	0	2,030	73	17	5	206	2,561	4,372
	中　学　校	88	0	1,017	47	19	28	378	1,577	
	高等学校	13	0	136	8	9	4	64	234	
令和元年度	小　学　校	407	0	2,678	89	17	9	178	3,378	5,123
	中　学　校	101	0	965	28	38	19	375	1,526	
	高等学校	9	0	132	14	0	8	56	219	
令和2年度	小　学　校	187		2406		103		185	2,881	3,744
	中　学　校	53		514		35		164	766	
	高等学校	5		67		3		22	97	
令和3年度	小　学　校	363		3,520		0		181	4,064	5,090
	中　学　校	78		696		1		156	931	
	高等学校	4		63		3		25	95	
令和4年度	小　学　校	441		4,895		1		262	5,599	6,840
	中　学　校	66		926		7		166	1,165	
	高等学校	3		50		2		21	76	
令和5年度	小　学　校	253		5,085		3		295	5,636	7,263
	中　学　校	78		1,128		10		247	1,463	
	高等学校	7		109		5		43	164	
令和6年度	**小　学　校**	**223**		**5,777**		**6**		**327**	**6,333**	**8,209**
	中　学　校	**82**		**1,317**		**14**		**301**	**1,714**	
	高等学校	**6**		**119**		**4**		**33**	**162**	











※ 暴力行為の定義（平成19年度一部改訂）
「暴力行為」とは，「自校の児童生徒が，故意に有形力（目に見える物理的な力）を加える行為」をいい，被暴力行為の対象によって，「対教師暴力」（教師に限らず，用務員等の学校職員も含む），「生徒間暴力」（何らかの人間関係がある児童生徒同士に限る），「対人暴力」（対教師暴力，生徒間暴力の対象者を除く），学校の施設・設備等の「器物損壊」の四形態に分ける。ただし，家族・同居人に対する暴力行為は，調査対象外とする。
※令和2年度より，学校の管理下，管理下以外のいずれで発生したかに関わらず，発生件数を計上

議題（４）いじめについて

指導課　児童・生徒サポート室

（１）いじめの定義について　※ 令和３年４月　船橋市いじめ防止対策基本方針

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

（２）現状と推移について　（全国・千葉県）

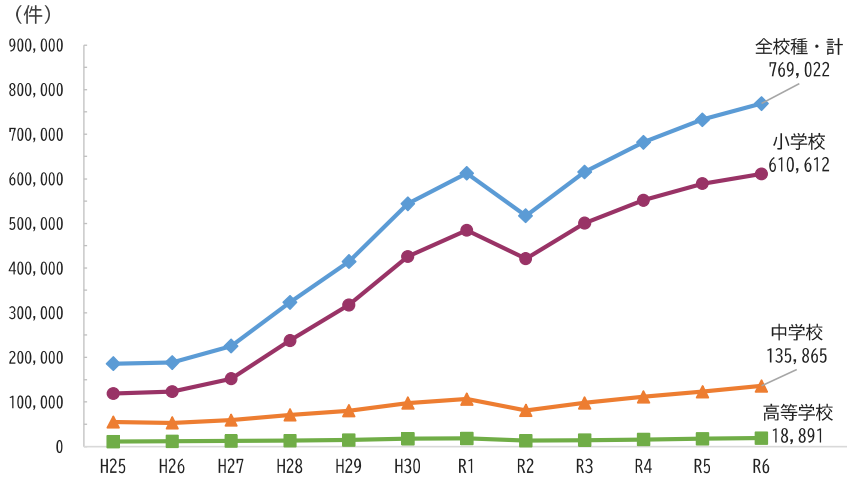
○全国　「令和６年度　児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果概要」より抜粋　※別添資料１

○千葉県　「令和６年度　児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」より抜粋※別添資料２

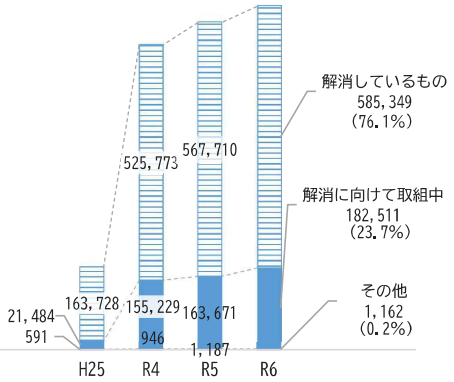
いじめの状況について

【議題４-２】

いじめの認知件数の推移



いじめの解消状況の推移（各年度末時点）



年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
小学校	118,748	122,734	151,692	237,256	317,121	425,844	484,545	420,897	500,562	551,944	588,930	610,612
	17.8	18.6	23.2	36.5	49.1	66.0	75.8	66.5	79.9	89.1	96.5	101.9
中学校	55,248	52,971	59,502	71,309	80,424	97,704	106,524	80,877	97,937	111,404	122,703	135,865
	15.6	15.0	17.1	20.8	24.0	29.8	32.8	24.9	30.0	34.3	38.1	42.6
高等学校	11,039	11,404	12,664	12,874	14,789	17,709	18,352	13,126	14,157	15,568	17,611	18,891
	3.1	3.2	3.6	3.7	4.3	5.2	5.4	4.0	4.4	4.9	5.5	5.9
特別支援学校	768	963	1,274	1,704	2,044	2,676	3,075	2,263	2,695	3,032	3,324	3,654
	5.9	7.3	9.4	12.4	14.5	19.0	21.7	15.9	18.4	20.7	22.3	23.8
計	185,803	188,072	225,132	323,143	414,378	543,933	612,496	517,163	615,351	681,948	732,568	769,022
	13.4	13.7	16.5	23.8	30.9	40.9	46.5	39.7	47.7	53.3	57.9	61.3

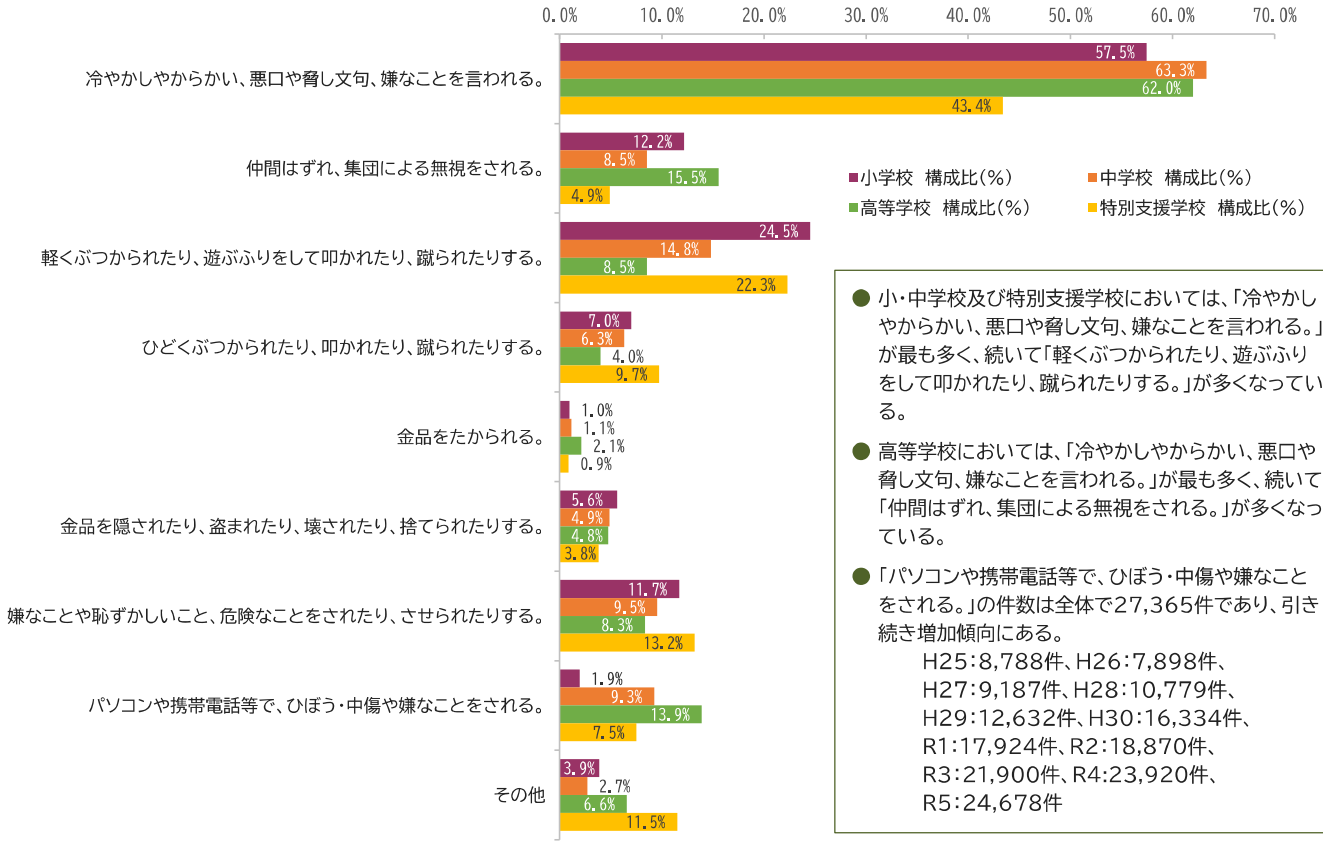
※　上段は認知件数、下段は1,000人当たりの認知件数。

- 小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は769,022件（前年度732,568件）であり、前年度に比べ36,454件（5.0%）増加した。
- 児童生徒1,000人当たりの認知件数は61.3件（前年度57.9件）であった。
- 年度末時点でのいじめの状況について、解消しているものは585,349件（76.1%）であった。（前年度567,710件（77.5%））

いじめの態様別状況について

いじめの態様別状況

（複数回答可）



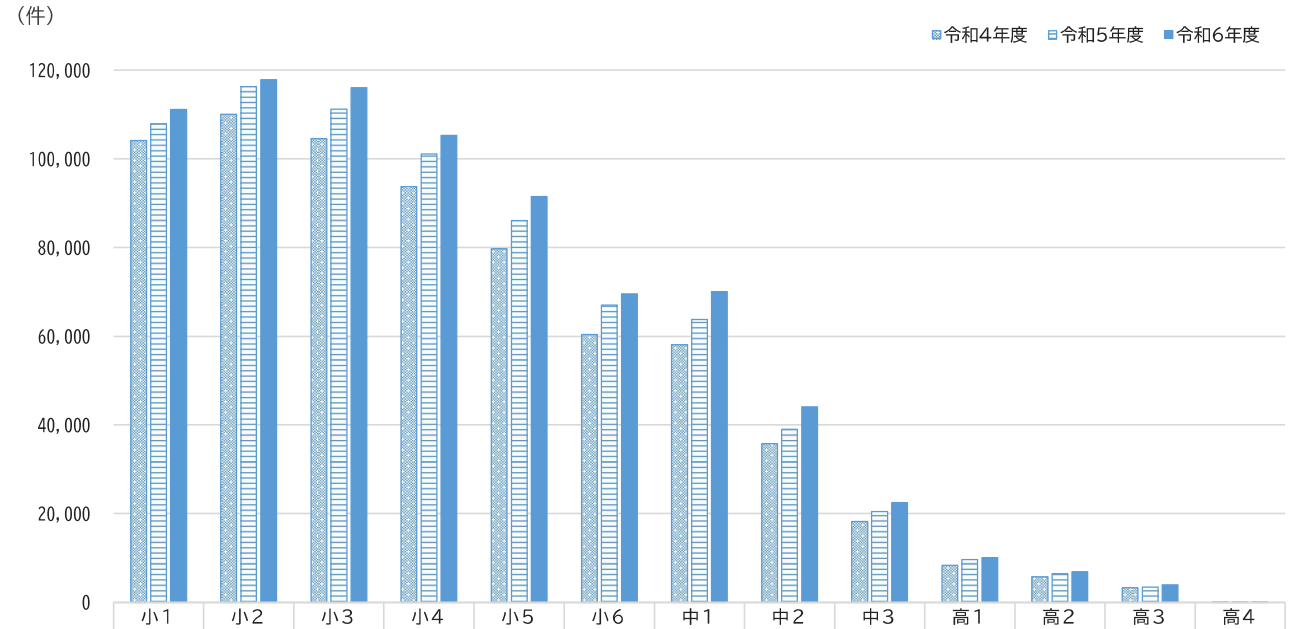
- 小・中学校及び特別支援学校においては、「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。」が最も多く、続いて「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。」が多くなっている。
- 高等学校においては、「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。」が最も多く、続いて「仲間はずれ、集団による無視をされる。」が多くなっている。
- 「パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。」の件数は全体で27,365件であり、引き続き増加傾向にある。
 H25:8,788件、H26:7,898件、
 H27:9,187件、H28:10,779件、
 H29:12,632件、H30:16,334件、
 R1:17,924件、R2:18,870件、
 R3:21,900件、R4:23,920件、
 R5:24,678件

いじめの状況について

【議題４-３】

● 学年別いじめの認知件数は、小1～高3までの各学年で前年度と比べて増加した。

学年別　いじめの認知件数



	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	高1	高2	高3	高4
令和４年度	104,111	110,042	104,532	93,749	79,720	60,357	58,068	35,743	18,235	8,350	5,724	3,263	54
令和５年度	107,936	116,234	111,205	101,097	86,102	67,028	63,778	39,031	20,508	9,623	6,505	3,451	70
令和６年度	111,139	117,867	116,012	105,291	91,498	69,599	70,062	44,108	22,455	10,074	6,931	3,934	52

※ 各学年の認知件数には、特別支援学校小学部・中学部・高等部の認知件数を含む。

学校において認知したいじめの件数

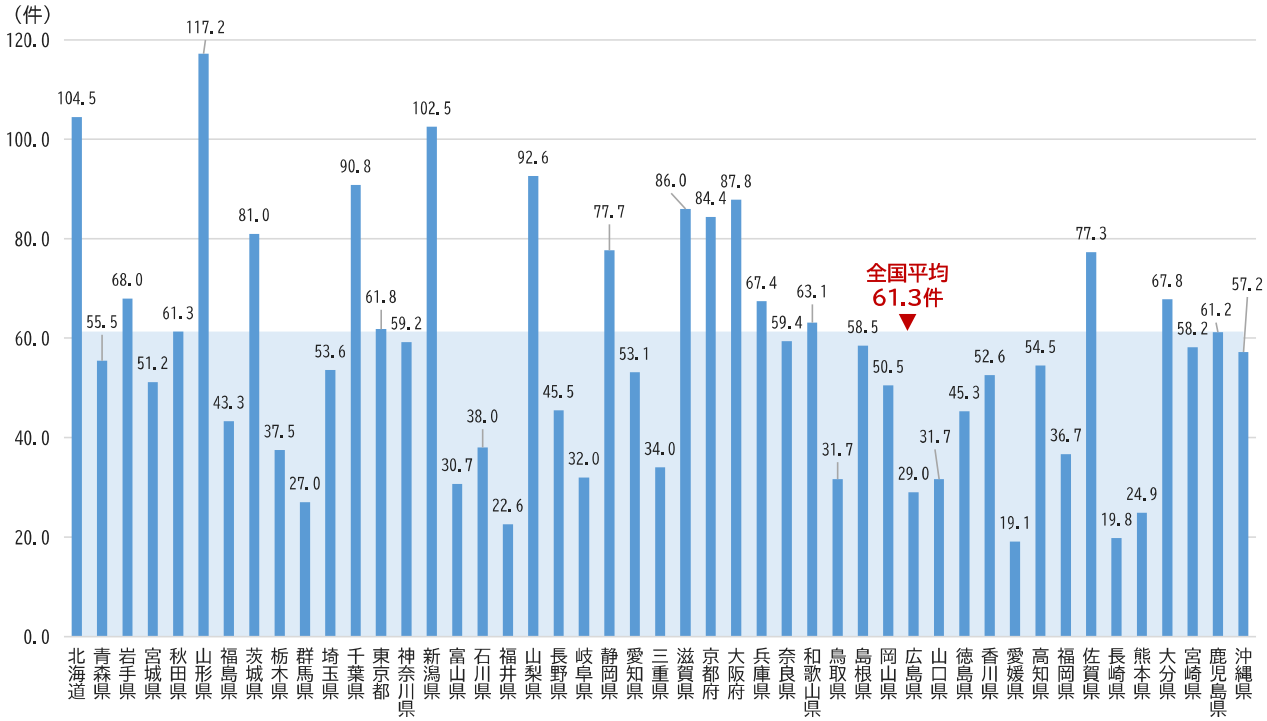
いじめの1,000人当たり認知件数

文部科学省としては、いじめの認知件数が多い学校について、「いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っている」と極めて肯定的に評価する。

【児童生徒課長通知】

いじめを認知していない学校にあっては、・・・解消に向けた対策が何らとられることなく放置されたいじめが多数潜在する場合もあると懸念している。

【児童生徒課長通知】

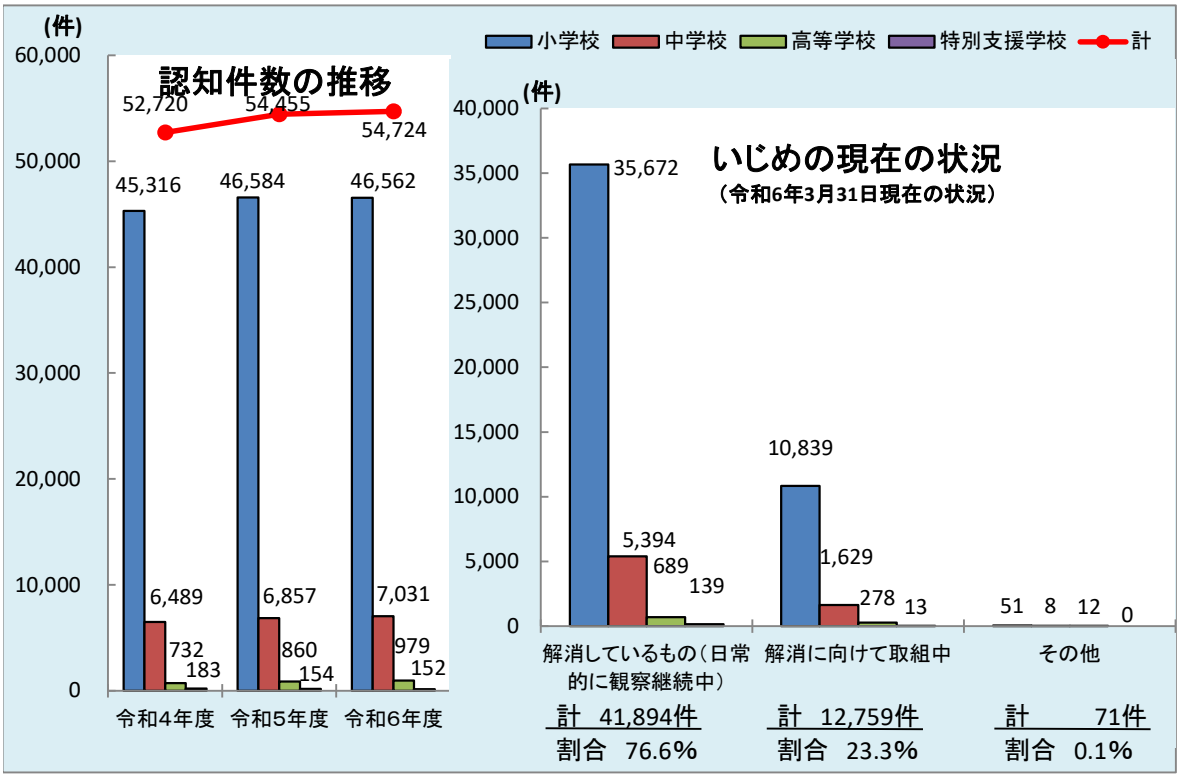


令和6年度　公立小・中・高・特支のいじめの状況等(千葉県)

１　いじめの認知状況等

	区　分	公立学校総数	うち認知校数及び割合（%）		認知件数	増減【%】	一校平均件数
小学校	令和４年度	751	737	98.1%	45,316	1,628【3.7%】	60.3
	令和５年度	748	738	98.7%	46,584	1,268【2.8%】	62.3
	令和６年度	**750**	**741**	**98.8%**	**46,562**	**△22【△0.1%】**	**62.1**
中学校	令和４年度	368	353	95.9%	6,489	△192【△2.9%】	17.6
	令和５年度	367	356	97.0%	6,857	368【5.7%】	18.7
	令和６年度	**365**	**355**	**97.3%**	**7,031**	**174【2.5%】**	**19.3**
高等学校	令和４年度	143	125	87.4%	732	△178【△19.6%】	5.1
	令和５年度	143	123	86.0%	860	128【17.5%】	6.0
	令和６年度	**143**	**122**	**85.3%**	**979**	**119【13.8%】**	**6.8**
特別支援学校	令和４年度	44	25	56.8%	183	△16【△8.0%】	4.2
	令和５年度	44	21	47.7%	154	△29【△15.8%】	3.5
	令和６年度	**44**	**26**	**59.1%**	**152**	**△2【△1.3%】**	**3.5**
計	令和４年度	1,306	1,240	94.9%	52,720	1,242【2.4%】	40.4
	令和５年度	1,302	1,238	95.1%	54,455	1,735【3.3%】	41.8
	令和６年度	**1,302**	**1,244**	**95.5%**	**54,724**	**269【0.5%】**	**42.0**

※高等学校の「公立学校総数」は，県立，市立の全日制125校，定時制16校，通信制1校の合計である。



※いじめの定義（平成25年度一部改訂）
　本調査において，個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は，表面的・形式的に行うことなく，いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。
　「いじめ」とは，「児童生徒に対して，当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって，当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお，起こった場所は学校の内外を問わない。

第 57 回
千葉県青少年補導（委）員大会
プログラム

と　き：令和8年10月3日（土）
13:30～15:30

ところ：船橋市勤労市民センター

主催：　千葉県青少年総合対策本部
千葉県青少年補導員連絡協議会
船　　橋　　市

大会プログラム

開　　会

１．開会の言葉	千葉県青少年補導員連絡協議会長
２．主催者代表挨拶	千葉県青少年総合対策本部長
３．開催市長挨拶	船橋市長
４．祝電披露	
５．表彰状・感謝状贈呈	千葉県青少年総合対策本部長
６．激励の言葉	千葉県教育委員会教育長
	千葉県警察本部長
７．来賓、主催者紹介	
８．役員紹介	千葉県青少年補導員連絡協議会長

補導(委)員事例発表

テーマ　「船橋市の地域特性と補導活動」

発表者　船橋市青少年補導委員連絡協議会　胡桃澤（くるみざわ）　早苗（さなえ）

記念講演

演　題　「部活動指導から学んだ言葉の魔力」
～小中高生の心を成長させるための言葉かけ～

講　師　船橋市立船橋高等学校　校長
近藤（こんどう）　義行（よしゆき）　氏

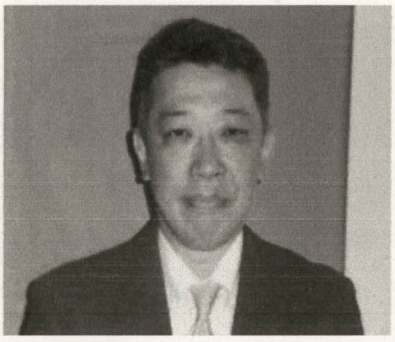
大会決議

船橋市青少年補導委員連絡協議会長　丹羽（にわ）　浩道（ひろみち）

閉　　会

閉会の言葉　柏市少年補導委員連絡協議会長　中村（なかむら）　雅宏（まさひろ）

記　念　講　演



講師　近藤　義行（こんどう　よしゆき）氏

演題　「部活動指導から学んだ言葉の魔力」

～小中高生の心を成長させるための言葉かけ～

【講師紹介】

○現在

船橋市立船橋高等学校　校長
千葉県バスケットボール協会　理事
船橋市バスケットボール協会　副会長

○職歴

柏市立柏高等学校（平成３年度～１６年度）
千葉県立船橋北高等学校（平成１７年度～１９年度）
船橋市立船橋高等学校（平成２０年度～２９年度）
千葉県教育委員会（平成３０年度～令和元年度）
船橋市立船橋高等学校　教頭（令和２年度～令和３年度）
千葉県環境生活部スポーツ・文化局（令和４年度～令和５年度）
日本バスケットボール協会 U16･18 男子日本代表チーム リーダー･コーチ

○実績

日本代表　リーダー･コーチとして数多くの国際大会に出場
全国大会　ウインターカップ７回（第３位１回･第４位１回･ベスト８　２回）
　　インターハイ１０回（ベスト８　２回）女子５回（ベスト８　１回）
　　国民体育大会　男子７回（第３位２回）女子５回（第３位１回）
関東大会　関東大会出場　男子２０回（優勝６回）女子１８回（準優勝２回）
県大会　　県大会優勝　男子３２回　女子３回

○監修　　書籍　「バスケットボール基本と戦術」（実業之日本社）
　　「高校バスケは頭脳が９割」（東邦出版）（監修協力）

令和八年度補導（委）員大会決議文（案）

大会決議

私たち青少年補導（委）員の活動の主眼は「愛のひと声」をかけることにより青少年とのふれあいを深め、非行を未然に防止するとともに健全な成長を促すことにあります。

近年の青少年を取り巻く環境は、スマートフォンやＳＮＳ等の普及により、人と人とのコミュニケーションのあり方が大きく変化しています。世界中の情報を瞬時に活用できる反面、人と直接ふれあう機会が少なくなり、相手に対する思いやりや規範意識の低下から犯罪の被害者や加害者になる事件も多発しています。

また、社会構造の変化も相まって、青少年と保護者あるいは大人との関係性も大きく変化しており、これまで以上に、青少年一人ひとりに対するきめ細やかな配慮が求められています。

私たち青少年補導（委）員は、次代を担う青少年を常に温かく見守り、支え続けることが第一の使命です。

このため、私たち青少年補導（委）員は次のことを推進して参ります。

一　多くの青少年に「愛のひと声」をかけるように努めます。

一　青少年健全育成団体や関係機関と連携し、青少年の健全育成、非行防止に努めます。

一　計画的に研修会や講演会を開催し、補導（委）員の資質向上に努めます。

一　様々な機会を利用し、多くの青少年の非行防止と被害防止の啓発に努めます。

一　青少年の健全な育成を妨げる、有害環境の浄化に努めます。

一　パトロールを通して、青少年の生命・安全を守る活動に努めます。

右、決議いたします。

令和八年十月三日

船橋市青少年補導委員連絡協議会

会長　丹羽　浩道

船橋市の地域特性と補導活動

船橋市青少年補導委員

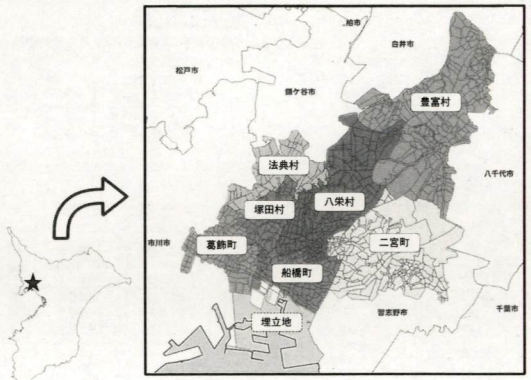
胡桃澤　早苗

2026-10-03

1

船橋市の地域特性と補導活動

船橋市はこんな街



立地・歴史

- 千葉県北西部に位置し、市川市、鎌ケ谷市、白井市、習志野市、八千代市と隣接
- 昭和１２年（１９４０年）４月１日に船橋町、葛飾町、八栄村、法典村、塚田村の2町3村が合併して『船橋市』が誕生
 〔面積３８．６㎢、人口約４万３千人〕
- 昭和２８年（１９５３年）に二宮町、昭和２９年（１９５４年）に豊富村が合併
 〔面積７９．９㎢、人口約１１万１千人〕
- 現在は政令指定都市以外の市で最多の人口
 〔面積８５．６２㎢、人口約６５万人〕

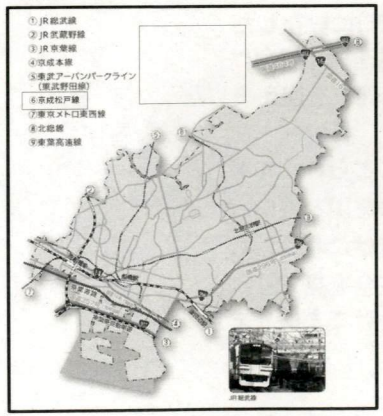
特産品

- 温暖な気候を利用して各種農産物を生産
 〔船橋ブランド農産品〕
 小松菜、梨、枝豆、にんじん
- 市内の優良な加工食品、工業・工芸品
 〔ふなばしセレクション認証品〕
 小松菜パウダー、焼き海苔、海苔の佃煮、市立船橋アスリートウォーター、プレーンミートボール、音叉、キャタピラン等

2

船橋市の地域特性と補導活動

船橋市の交通事情



鉄道路線

- 鉄道網が発達しており、６事業者が運行する９路線３５駅がある
- 東京都心や成田空港へのアクセスにも優れ、交通利便性が高い

市内鉄道駅

①JR総武線(各駅)
- 下総中山駅
- 西船橋駅
- 船橋駅
- 東船橋駅

①JR総武線(快速)
- 船橋駅

②JR武蔵野線
- 船橋法典駅
- 西船橋駅

③JR京葉線
- 南船橋駅

④京成本線
- 京成中山駅
- 東中山駅
- 京成西船駅
- 海神駅
- 京成船橋駅
- 大神宮下駅
- 船橋競馬場駅

⑤東武アーバンパークライン
- 船橋駅
- 新船橋駅
- 塚田駅
- 馬込沢駅

⑥京成松戸線
- 二和向台駅
- 三咲駅
- 滝不動駅
- 高根公団駅
- 高根木戸駅
- 北習志野駅
- 習志野駅
- 薬円台駅
- 前原駅

⑦東京メトロ東西線
- 西船橋駅
- 原木中山駅

⑧北総線
- 小室駅

⑨東葉高速鉄道
（・西船橋駅）
- 東海神駅
- 飯山満駅
- 北習志野駅
- 船橋日大前駅



＊JR津田沼駅
ホーム・北口の一部は船橋市
(所在地は習志野市)

3

船橋市の地域特性と補導活動

船橋市の主なレジャー施設



大型公園

ふなばし三番瀬海浜公園
干潟の様々な生き物が生息
都心に最も近い潮干狩り場として人気
環境学習館には東京湾を一望できる展望デッキも

アンデルセン公園（約38.3ha）
平成27年(2015年)トリップアドバイザー
「日本の人気テーマパーク」第３位

船橋市運動公園
陸上競技場・野球場・テニスコート等のほか
子供も遊べる運動広場やレジャープールも

商業施設

ららぽーとTOKYO-BAY
日本最大規模の大型ショッピングセンター
約440店舗、年間来客数約2,500万人

東武百貨店 船橋店
昭和52年(1977年)開業、船橋駅直結
令和４年(2022年)に船橋市と
「包括的な連携に関する協定」を締結

イオンモール船橋
新船橋駅(東武アーバンパークライン)直結
児童向けの習い事も多数

娯楽施設

LaLa arena TOKYO-BAY
令和６年(2024年)竣工の大型多目的アリーナ
B.LEAGUE「千葉ジェッツふなばし」本拠地
著名アーティストのコンサートや
オリンピック日本代表壮行会も開催

船橋アリーナ（総合体育館）
温水プールを備えた総合スポーツ施設
各種スポーツ・音楽イベントも開催
メインアリーナは最大5,000人収容

JRA中山競馬場
場内公園は遊具が充実
子供向けイベント等も実施され
週末は家族連れで賑わう
有馬記念は年末の風物詩

船橋競馬場
令和７年(2025年)リニューアル工事完了
新入場門によりアクセスが向上
芝生広場も誕生し「都市型パーク」に
通年ナイター競馬

4

船橋市の地域特性と補導活動

船橋市の教育関連施設

学　校
- 小学校…公立５５校・私立１校
- 中学校…公立２６校・私立１校
- 高等学校…市立１校・県立１０校・私立５校
- 特別支援学校…市立２校・県立２校

総合教育センター
- 船橋市教育委員会の中心的な施設
- 教育支援室が置かれている
- 市の視聴覚センターやプラネタリウム館も

青少年センター
- ６歳(小学校就学)～１９歳(２０歳未満)の青少年に関する相談を電話やメール、来所により対応
- 本町と高根台(北部分室)の２ヶ所に設置



児童相談所
- 令和８年(２０２６年)７月１日に開設
- 相談～支援の流れ

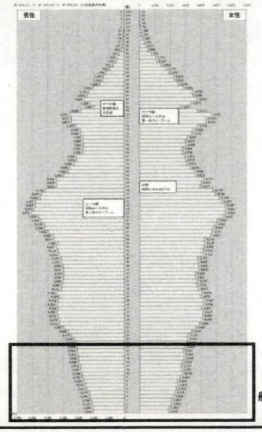
家族／こども本人／近隣の人／学校／幼稚園保育園／関係機関
↓
相談・通告の受理
↓
こどもの安全確認
↓
一時保護：医学診断（診察 医学的検査）／行動診断（一時保護中の行動観察）
在宅調査：社会診断（家庭・関係機関 調査など）／心理診断（心理検査 児童面接など）
↓
家庭での生活(在宅での支援)／里親家庭 児童養護施設

5

5

船橋市の地域特性と補導活動

船橋市の人口分布と若年人口



船橋市年齢別人口ピラミッド
令和8年(2026年)4月1日現在

人　口
- 船橋市の人口は
 男３２４，２７２人
 女３２９，２２９人　合計６５３，５０１人
 全国の政令指定都市と特別区を除くと人口が最も多い

未成年人口
- 船橋市の未成年人口(０歳～１７歳)は
 男４６，９６９人
 女４４，６３６人　合計９１，６０５人…全年齢人口の約１４％
- 未成年人口のうち
 小学生年代　３１，３３６人（６～１１歳）
 中学生年代　１７，１９０人（１２～１４歳）
 高校生年代　１７，８０４人（１５～１７歳）

船橋市青少年補導委員の見守り対象
市内在住 ７８，８５６人(６～１９歳)
＋
通学・来市する青少年

6

6

船橋市の地域特性と補導活動

船橋市青少年補導委員と主な活動

概　要
- 保護司会、民生児童委員協議会、小中学校関係者、民間有識者より選出（任期２年、定員１５０名）
- 中学校区を基準として市内１２地区で活動

街頭補導活動
- センター補導　→　青少年センター主催、市内の繁華街や大型商業施設など中心（月１回参加）
- 地区補導　→　各地区主催、地区の状況に応じて日時・場所・方法を柔軟に（月１回参加）
- 列車補導　→　地区ごとに市内鉄道路線に乗車し、車内・駅構内の状況確認（年１回）
- 県下一斉合同パトロール　→　船橋駅・北習志野駅周辺にて〔青少年の健全育成・非行防止〕の周知活動（年１回）

隣接補導
- 船橋市と隣接する市川市・鎌ケ谷市・習志野市・八千代市との補導活動や情報交換（年1回）

研修会　＊昨年度の活動
- 実技研修会　→　９月「昨年度の県内補導状況と非行の実態」
- 視察研修　→　１２月…八街少年院　２月…市原青年矯正センター（年２回）
- 講演会　→　２月「スクールソーシャルワーカー」「ヤングケアラー支援について」

その他
- 学校訪問　→　各地区の小・中・高校を訪問し、情報交換（年１回）
- 広報活動　→　広報誌「はばたき」発行（年２回）

7

7

昭和５０年(１９７５年)に設立した
船橋市青少年補導委員連絡協議会は
令和７年(２０２５年)５０周年を迎えました

長きにわたり活動を続けてこられた先輩方、
近隣地域の皆様への感謝と共に
船橋市青少年補導委員はこれからも
子供たちの安心・安全を見守り
地域に根ざした活動を続けてまいります

8

8

地域子育て部地域子育て支援課

令和８年11月４日

福祉部門における不登校児童生徒等支援事業の実施について
～　ほっとスペース　けやき　～

1.　事業目的

不登校による様々な課題や困難を抱えている児童生徒及びその保護者に対して

- ✓　相談対応及び居場所の提供等を行うことにより孤立から守る
- ✓　児童生徒の社会的な自立につなげる

ことを目的とする

2.　実施場所等

実施場所：高根台児童ホーム2階　多目的室内専用スペース

対 象 者：船橋市在住の不登校児童生徒（小・中学生）及びその保護者

実施期間：**令和8年8月18日から令和10年3月31日まで（居場所利用開始は9月1日～）**

開設日時：原則週5日　火・水・木・金・土

居場所利用・・・午前11時～午後3時

面談等・・・午前 9～11 時、午後 3～5 時

配置職員：受託者（後述）により、教員免許等の有資格者を常時3名配置

配置職員は他自治体での不登校事業従事経験者

3.　事業愛称

～　ほっとスペース　けやき　～

言葉	意味合い、思いなど
ほっとスペース	✓「ほっと」は心を和らげ安心するという意味 ✓ 不登校児童生徒及び保護者が、悩みを一人や家庭のみで抱え込むことなく、安心して集い、打ち明け、つながることのできる居場所としたい思い
けやき	✓ 高根台地区のけやき並木に由来し高根台地区のシンボルとなっている ✓ 空に向け両手を広げたような逆円錐形の樹形が特徴であり、不登校児童生徒及び保護者が地域のけやきの木に見守られながら、本事業を通じ前に進んでいってほしい思い

4.　受託者

株式会社マミー・インターナショナル

5. 事業内容

① 相談対応（児童生徒及び保護者）

児童生徒及び保護者：対面・電話・オンライン等、利便性の高い複数の方法で相談対応を実施

保護者：こどもへの接し方や、不登校児童生徒の養育に必要な知識、公的支援の情報の提供等

② 居場所の提供（児童生徒）

- ✓ 個々の状況に応じて、自由に安心して過ごすことのできる居場所を提供
- ✓ 健康管理や身だしなみ、他人との接し方等、基本的な生活習慣の定着のための支援
- ✓ 他者との交流機会を創出するための創作活動等の体験活動　等

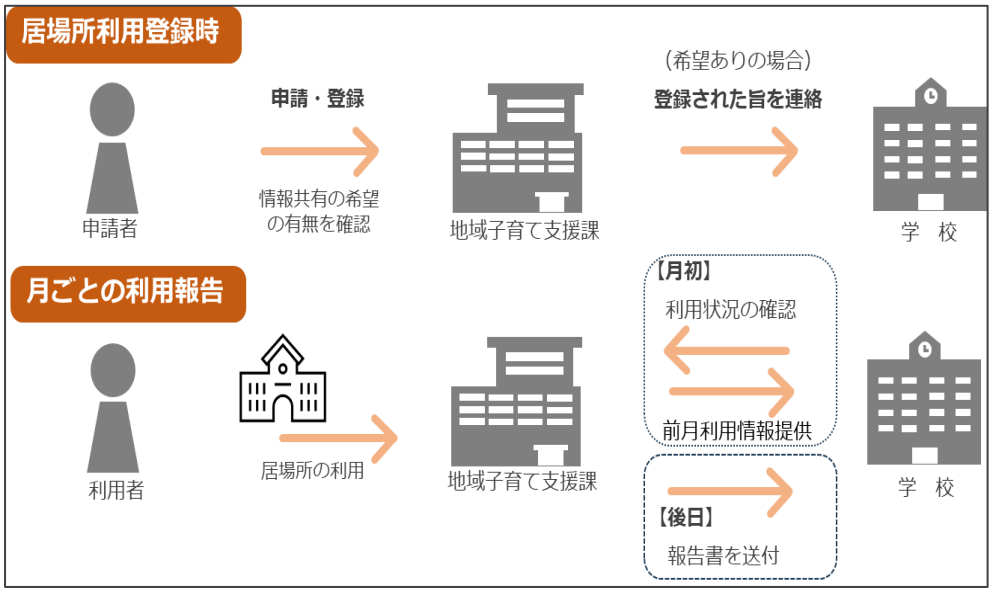
③ 保護者会の開催（保護者）

- ✓ 保護者間の交流を図り孤独感を軽減するため、定期的に情報交換や共有の場を提供

6. 学校との連携

利用者（対象児童生徒及び保護者）の希望に基づき利用状況等を提供する。

（連携イメージ）



7. 利用状況（9月末時点）

登録者数：6名

上記ほか、相談・見学等あり

8. 今後について

開始間もないことから、現時点でのさらなる展開等は未定。まずは利用状況等を見守っていく。今後の事業の方向性については、利用状況や関係者の意見を聞きながら必要に応じて検討していく。

多様な放課後の過ごし方

船っ子教室・放課後ルーム（通常利用/ショート利用）

船橋市には、すべての市立小学校に、小学生の放課後の居場所として「船っ子教室」と「放課後ルーム」があります。



「船っ子教室」は**17時まで、無料で遊べる自由な居場所**です。学校の施設を活用して、予習・復習・読書・ゲーム等、お子様が自主的な活動を行う居場所を提供しています。職員による時間の管理は行いませんので、お子様自身で身の回りの管理をしたり、帰宅時間を決めて過ごします。

「放課後ルーム」は**19時まで、生活日課に沿って遊びと生活の場を提供**しています。事前に予定表を提出していただき、習い事への外出や入退所の時間を、職員が管理します（**利用料がかかります**。また、仕事や入院等の理由で放課後の時間に家庭でお子様だけになってしまう場合にご利用いただけます）。



New!!



「ショート利用」は、**17時まで船っ子教室で過ごし、17時からは放課後ルームで過ごす“時間で居場所を変える”新たな放課後の過ごし方**です（17時までの船っ子教室の登録・利用は必須です。また、放課後ルームの利用には**利用料がかかります**）。

		船っ子教室	放課後ルーム（通常利用）	放課後ルーム（ショート利用）
対象		小学１～６年生		
	定員	なし	あり	
利用条件		なし	あり（保護者の就労等） ※通常利用とショート利用で基準の違いはなし	
利用料金		無料 ※おやつの提供はなし	月額 10,000円 （おやつ代 2,000円含む）	月額 6,000円 （おやつ代 2,000円含む）
	減免制度	―	あり ※通常利用とショート利用で基準の違いはなし	
利用時間	月～金曜日	○ 放課後～17:00	○ 放課後～19:00	○ 17:00～19:00 ※放課後～17:00は船っ子教室を利用
	土曜日	―	○ 8:00～19:00	○ 8:00～19:00
	夏休み等学校休業日（土曜日を除く）	○ 9:00～17:00	○ 8:00～19:00	○ 17:00～19:00 ※8:00～9:00は利用不可 ※9:00～17:00の間は船っ子教室を利用
	日曜日・祝日・年末年始	―		
入退室連絡通知		あり		
職員による時間管理		なし ※ショート利用の児童は、放課後ルームへの移動時のみあり	あり	

ここにテキストを入力

放課後ルーム
ショート利用を開始します！

より多くの方に放課後ルームをご利用いただくため、17時～19時のみ放課後ルームをご利用いただける「ショート利用」を令和９年４月より開始します。

【ショート利用とは？】

放課後ルームは通常、放課後から19時まで利用可能ですが、ショート利用は、**17時以降（最大19時まで）に時間を限定**して放課後ルームをご利用いただける事業です（**土曜日は8時～19時で利用可能**）。

放課後から17時までは、放課後ルームとは別で実施している「船っ子教室」をご利用いただきます（船っ子教室を利用せずに17時以降に放課後ルームのみ利用することはできません。また、学校休業日（土曜日を除く）**は8時から9時の間は船っ子教室・放課後ルーム共に利用できません**（船っ子教室の開室時間は9時です））。

利用のための条件や、利用料金（児童育成料）の納付方法、おやつの提供・メニューの変更方法等は、放課後ルームの通常利用と同様です。

放課後ルームの通常利用と同様、ショート利用にも定員があります。そのため、**ご申請いただいてもすぐにはご利用いただけない場合がございます。**

【ショート利用の１日の過ごし方のイメージ（学校がある日）】

